

## 湖南省キャラクター「こにゃん」・「いしべえどん」出演規程

(趣旨)

第1条 この規程は、湖南省キャラクター「こにゃん」及び「いしべえどん」(以下「キャラクター」という。)が出演する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(出演申込の提出)

第2条 キャラクター出演を希望する者(以下「利用者」という。)は、あらかじめキャラクター出演申込書を一般社団法人湖南省観光協会(以下「協会」という)に提出し承諾を得なければならない。

(出演承諾)

第3条 協会は、前条の規程による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクター出演を承諾するものとする。

- (1) 湖南省の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) キャラクター出演を正しい利用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) 営利目的の活動に利用するとき。
- (6) その他、協会がキャラクターの出演について不相当と認めたとき。

(出演料)

第4条 出演料は、1回につき30分以内とし、1回当たり10,000円とする。但し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、クリーニング代として1回の出演につき3,000円(税込み)を収受することとする。

- (1) 公の団体等が使用する場合。
- (2) その他、会長が必要と認めた場合。

(使用上の遵守事項)

第5条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申込書の記載どおりに利用すること。
- (2) 出演時間を遵守すること。
- (3) 火気及び危険物の近辺では出演できません。
- (4) 荒天時に屋外での出演はできません。
- (5) その他、協会が特に付した条件に従って出演させること。

(使用の承認の取消し)

第6条 利用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その利用の承諾を取り消すとともに、その利用者への出演は行わない。この場合、利用者に損害が生じても、協会はその責めを負わない。

(原状復帰)

第7条 何らかの理由により着ぐるみを汚損した場合は、利用者の責任と負担により、修補またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第8条 キャラクターの出演により、利用者が被った被害、または利用者が第三者に与えた損害に対して

は、協会は一切その責めを負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年9月1日より施工する。